

企業主導型保育事業における企業主導型保育施設の整備費の精算が過大など

1件 不当金額(支出) 2827万円

1 補助事業の概要

企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法に基づき、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所等の待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として平成28年度に創設されたものであり、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」等(実施要綱)に基づき、厚生年金保険法第82条第1項に規定する事業主等(一般事業主)に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児の保育を、一般事業主が整備する企業主導型保育施設等において行うものである。

内閣府本府は、「平成28年度企業主導型保育事業費補助金の国庫補助について」等に基づき、補助事業者に対して企業主導型保育事業費補助金を交付することとしており、28、29両年度は公募により選定した公益財団法人児童育成協会を補助事業者として補助金を交付している。

そして、協会は、実施要綱に基づき、補助金を原資として企業主導型保育事業を実施する一般事業主等(事業主体)に対して、企業主導型保育施設の整備に要する費用(整備費)等の助成を行っている(協会が整備費の助成のために事業主体に対して交付する助成金を「助成金」)。

「平成28年度企業主導型保育事業助成要領」等によれば、事業主体は、企業主導型保育施設の整備完了後に事業完了報告書等を協会に提出し、協会は、同報告書等を審査することなどとされている。

2 検査の結果

株式会社Top Counselings(会社)は、富山県富山市内に所在する建物の改修等工事を実施し、当該建物の一部において企業主導型保育施設を開設することとして、協会に助成金の申請を行っていた。そして、会社は、29年3月に請負業者と請負契約を締結して、28、29両年度に助成対象となる保育室等の整備を工事費計8650万円で実施したとして請負業者に対して同額を支払うとともに、当該改修等工事に係る事務費を合算するなどして、助成対象となる経費の実支出額が計8698万円であったとして協会に事業完了報告を行い、協会から助成金計6523万円の交付を受けていた。

しかし、会社が協会に提出した事業完了報告書は虚偽の内容のものであり、上記の工事費8650万円は金額が水増しされたものであって、実際に会社が請負業者に支払っていた工事費は6355万円であった。さらに、この6355万円は建物全体の改修等に要した工事費であり、企業主導型保育施設とは関係のない部分の改修等に要した費用1553万円が含まれていた。

したがって、実際の工事費に基づくなどして適正な助成対象となる経費の実支出額を算出すると計4927万円となり、これに係る助成金交付額は3695万円となることから、前記の助成金交付額6523万円との差額2827万円が過大に精算されるなどして、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
内閣府本府	公益財団法人児童育成協会	株式会社Top Counselings	企業主導型保育	平成28、29	円 8698万	円 6523万	円 3770万	円 2827万